

外国籍県民への情報提供に関する基本方針

1 趣旨

神奈川県に在住する外国籍県民は毎年増加し、その定住化が進む中で、日本語を母語としない人も安心して暮らせる環境づくりが必要となっている。

特に、日本語を理解することが困難な外国籍県民の方々にとって、保健・医療・福祉、労働、教育、住まいなど生活に密着した情報については多言語化が必要である。

そこで、外国籍県民が言葉の壁により不便を感じないで生活できるよう、県が提供する情報の多言語化等をより一層推進するため、「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

2 用語の定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)多言語化・・・日本語の他に、日本語以外の言語で表すこと。
- (2)ルビふり・・・日本語の漢字に振り仮名を付すこと。

3 対象者

日本語を母語としないことにより、日本語の理解が困難で、外国語での情報を必要とする者を対象とする。

4 多言語化が望ましい情報

各所属は、上記対象者に対して、所管する事業のうち、次の情報を優先して積極的に多言語による情報提供を行うよう努めるものとする。

特に、(1)の緊急時の対応に係わる情報については、優先的に行うこととする。
なお、(1)の緊急時の対応に係わる情報の基準は、別紙のとおりとする。

	分野	例示
(1)	緊急時の対応に係る情報	地震、火災、テロ、防疫、防犯等
(2)	生活情報	就学、保健・医療、福祉、労働、住宅、公共料金の納付方法等
(3)	権利・義務に係る情報	健康保険、税制度等
(4)	相談に係る情報	多言語相談の日程や場所、よくある質問・相談等
(5)	利用の多い施設情報	保健福祉事務所、病院、県税事務所等の業務案内等

5 庁内案内表示

各所属や各施設の案内表示を多言語化していくよう努めるものとする。

6 言語等

(1) 対象言語

外国籍県民に関わりがある情報を多言語で提供する場合には、原則として、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語及びベトナム語の6言語について、積極的に対応するよう努めるものとする。

なお、地域に居住している外国籍県民の状況を踏まえ、タガログ語、タイ語、カンボジア語及びラオス語などの少数言語についても配慮しながら多言語化する言語の種類を適宜判断することが望ましい。

(2) やさしい日本語

外国籍県民に関わりがある情報を日本語のみで提供する場合には、ルビふりを行うとともに、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した表現を心がけながら対応するよう努めるものとする。

7 情報提供の手段

各種広報紙（誌）などの印刷物とともに、ホームページ等による情報提供を進めるよう努めるものとする。

なお、第4項の(1)の緊急時の対応に係わる情報については、「外国籍県民への緊急情報の提供に関する実施要領」において定めるところによる。

8 役割分担

(1) 多言語による情報提供は、各所属が行い、翻訳をはじめ必要な予算措置は、各所属で講じるよう努めるものとする。

(2) 文化スポーツ観光局国際課は、各所属が多言語による情報提供を行うにあたり、各所属からの相談を受けるとともに、必要な助言を行う。また、各所属に対して必要な情報の提供に努める。

9 見直し

この基本方針は、必要に応じて見直しを行う。

10 その他

この基本方針に定めるもののほか、多言語による情報提供等に関して必要な事項は、「外国籍県民への情報提供に関する実施要領」及び「外国籍県民への緊急情報の提供に関する実施要領」において定める。

附則

この方針は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成30年12月25日から施行する。

附則

この方針は、令和2年9月14日から施行する。

附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第4項関係）

緊急時の対応に係る情報の基準

- 1 神奈川県災害対策本部等（緊急時の対応を行うために設置する複数の部局により構成される全庁横断的な本部）が多言語化すべき緊急情報（県民の生命・健康及び財産に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合並びに情報不足から外国籍県民が不安に陥るおそれがある場合で、緊急に提供することが必要な情報。以下同じ。）と判断し提供する情報

- 2 1のほか、各所属長等が緊急情報と判断した情報